

野辺地町事業者支援給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受ける、町内中小企業者・小規模事業者・農林畜水産業者等に対し、商店街活性化や、地域経済・住民生活の支援を目的として、対象事業者へ10万円を給付する「野辺地町事業者支援給付金事業」を実施することといたしました。

以下をご確認いただき、対象となる事業者は期限内に申請いただきますようお願いいたします。

給付金の額 **1事業者あたり10万円**

※複数の施設を運営していても1事業者といたします。

※法人については、中小企業基本法に規定する中小企業者を対象とします。

対 象 者

- ① 町内中小企業者・小規模事業者(法人・個人事業主)・農林畜水産業者等
- ② 令和元年7月31日以前に創業していること。
- ③ 令和3年4月から9月の間に営業実績があり、今後も継続して営業する意があること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から9月の間で連続する2ヶ月の合計事業収入が、前々年の同じ2ヶ月の合計事業収入に比べ20%以上減少していること。
- ⑤ 「野辺地町宿泊業者支援金」及び「野辺地町新型コロナウイルス感染症対策バス・タクシー事業者等交通維持対策支援事業支援金」の申請・受給をしていないこと。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項の規定に抵触するなど支給対象外となる場合があります。
(虚偽若しくは不正な手段により給付金を申請したときは、返還していただきます。)

申請方法・申請場所 下記の添付書類をお持ちのうえ、申請受付窓口へお越しください。

【申請場所・時間】 役場 特設受付窓口(第1庁舎 町民課と税務課の間)

午前:9時~12時 午後:1時~5時

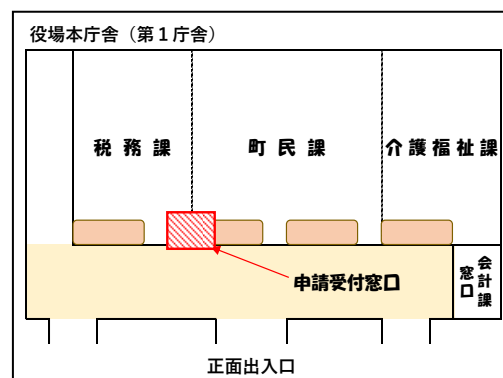
※農林畜水産業者については農林水産課(第2庁舎2階)にて受付します。

【申請期間】 **令和3年10月18日(月)~令和3年12月28日(火)** ※土日・祝日は除く

※11月13日(土)、14日(日)は上記の特設受付窓口で申請受付をいたします。

持参するもの(添付書類等)

- ・町内で事業を営んでいることが分かる書類
(営業許可証、確定申告収支内訳書の写し等)
- ・比較対象月となる令和3年4月から9月及び前々年同月期の売上等が分かる書類(売上台帳、確定申告書の写し等)
※申請書には新型コロナウイルス感染症による影響を具体的に記載する項目があります。
- ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付のもの)
- ・振込口座が分かる通帳等



○問い合わせ先 : 野辺地町役場 地域戦略課 ☎ 0175-64-2111(内線266・267)

農林水産課 ☎ " (内線278・279・280)